

国立大学法人東京外国語大学ロンドン・オフィス規程

〔平成19年 8月20日〕
規則第 63 号

改正 平成28年 3月25日規則第54号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学海外拠点規程第8条に基づき、国立大学法人東京外国語大学ロンドン・オフィス（以下「ロンドン・オフィス」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 ロンドン・オフィスは、本学の国際戦略に係わる事業の遂行に寄与することを目的とする。

（設置）

第3条 ロンドン・オフィスは、英国ロンドン市を拠点として設置する。

（オフィス長）

第4条 ロンドン・オフィスにオフィス長を置く。

- 2 オフィス長は、ロンドン・オフィスの業務を掌理する。
- 3 オフィス長は、国際マネジメント・オフィス会議において決定する。
- 4 オフィス長に事故あるときは、国際マネジメント・オフィス長が指名する者がその職務を代行する。
- 5 オフィス長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、オフィス長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（使用者）

第5条 ロンドン・オフィスを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) その他オフィス長が適当と認めた者

（使用許可）

第6条 ロンドン・オフィスを使用する者は、オフィス長の許可を得なければならない。

- 2 使用許可の手続きについては、別に定める。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、ロンドン・オフィスに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年8月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。